

(案)

府政科技第〇〇〇号
令和3年〇月〇日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認（臨界実験装置
の変更）について（答申）

令和3年3月3日付け原規規発第2103036号をもって意見照会のあった
標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条
第4項において準用する同法第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用
については、別紙のとおりである。

(別紙)

京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用について

本件申請については、

- ・ 試験研究用等原子炉の使用の目的（原子炉の核特性等に関する基礎研究、開発研究及び教育訓練）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原子炉施設の燃料室に保管する方針としていること

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該試験研究用等原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。